



ホットな見守りニュース

パソコンがウイルスに感染？ニセ警告画面にあわてないで！の巻



見守りポイント

◎ウェブサイトを閲覧中に警告音や音声とともに「ウイルスが検出された」などの警告画面が出ると、誰も動揺し不安になります。
あわてて警告画面の指示に従うのではなく、消費生活センターに相談するよう伝えましょう。

◎過去にこのような警告画面が出てクレジットカードで契約をした場合、その後も請求が続くことがあります。
利用明細に不審な請求がないか確認するよう伝えましょう。

対処方法

- ◆電話をかけるとパソコンを遠隔操作され、修復やサポート、セキュリティソフトの代金などと言って、高額な契約を迫られることがあります。
- ◆このような警告画面はニセモノです。
画面に表示された電話番号に連絡をしたり、クレジットカードの番号を入力しないようにしましょう。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

0739-24-0999

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。